㈡　普通区間等と大都市近郊区間を共に含む区間

イ）夜間

午前０時から午前６時までの間又は午後10時から翌午前０時までの間に通行する場合における甲インターチェンジと乙インターチェンジの間（対距離制区間の一部に大都市近郊区間を含むものとする。）の本割引適用後の料金の額は、割引率を50パーセントとして対距離制区間並びに別表６のうちＡ、Ｂ及びＤに掲げる高速道路の通行料金に適用し、東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間の通行料金を1,000円とした額（キロ程適用日からに限る。）と、甲インターチェンジから乙インターチェンジまでについて下記の計算式により算出した額とのうちいずれか低い額とする。

なお、割引率を50パーセントとした算出にあたっては、対距離制区間又は別表６のうちＡ、Ｂ若しくはＤに掲げる各高速道路の別に算出することとし、それぞれの割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

ａＬＲ×0.5×ｔ＋1,000＋Ｐ×0.5＋Ｐ’

※ただし、上記式において、ａＬＲ×0.5×ｔ又はＰ×0.5の別に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

㈱　上記式においてａ、Ｌ、Ｐ、Ｐ’、Ｒ及びｔは、それぞれ次の数値を表すものとする。

ａ　：大都市近郊区間のキロ程が100キロメートル以下の場合は１。大都市近郊区間のキロ程が100キロメートルを超える場合は、25を大都市近郊区間のキロ程（単位：キロメートル）で除し、0.75を加算した値。

Ｌ　：大都市近郊区間のキロ程（単位：キロメートル）

Ｐ　：別表６のうちＤに掲げる高速道路の料金の額（単位：円）

Ｐ’：東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間の額（1,000円。）

Ｒ　：大都市近郊区間の１キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

ｔ　：1.05（消費税及び地方消費税の転嫁）

ロ）昼間

午前０時から午前６時までの間を除く時間帯及び午後10時から翌午前０時までの間を除く時間帯に通行する場合における甲インターチェンジと乙インターチェンジの間（対距離制区間の一部に大都市近郊区間を含むものとする。）の本割引適用後の料金の額は、下記の計算式Ａ及びＢによりそれぞれ算出した額のうち低い額とする。ただし、下記の計算式Ａ及びＢによりそれぞれ算出した額のうちいずれか低い額が、イ）を適用したときの算出額を下回る場合には、イ）を適用したときの算出額と同額とする。

Ａ　（ａ×((ＬＲ＋Ｌ’1 Ｒ’1）×0.5＋Ｌ’2 Ｒ’2×0.7）＋75）×ｔ＋Ｐ＋Ｐ’1×0.5＋Ｐ’2＋Ｐ’3×0.7

※ただし、上記式において、（ａ×((ＬＲ＋Ｌ’1 Ｒ’1）×0.5＋Ｌ’2 Ｒ’2×0.7）＋75）×ｔ、Ｐ’1×0.5又はＰ’3×0.7の別に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

Ｂ　a’Ｌ’2 Ｒ’2×0.7×ｔ＋1,000＋Ｐ’2＋Ｐ’3×0.7

※ただし、上記式において、a’Ｌ’2 Ｒ’2×0.7×ｔ又はＰ’3×0.7の別に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

㈱　上記Ａ式及びＢ式においてａ、a’、Ｌ、Ｌ’1、Ｌ’2、Ｐ、Ｐ’1、Ｐ’2、Ｐ’3、Ｒ、Ｒ’1、Ｒ’2及びｔは、それぞれ次の数値を表すものとする。

ａ　：対距離制区間のキロ程が100キロメートル以下の場合は１。対距離制区間のキロ程が100キロメートルを超える場合は25を対距離制区間のキロ程（単位：キロメートル）で除し、0.75を加算した値。

a’　：大都市近郊区間のキロ程が100キロメートルを超えない場合は１。大都市近郊区間のキロ程が100キロメートルを超える場合は、25を大都市近郊区間のキロ程（単位：キロメートル）で除し、0.75を加算した値。

Ｌ　：普通区間のキロ程（単位：キロメートル）

Ｌ’1：関越特別区間のキロ程（単位：キロメートル）

Ｌ’2：大都市近郊区間のキロ程（単位：キロメートル）

Ｐ　：別表６のうちＦに掲げる高速道路の料金の額（単位：円）

Ｐ’1：別表６のうちＡ又はＢに掲げる各高速道路の料金の額（単位：円）

Ｐ’2：東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間の額（1,000円）

Ｐ’3：別表６のうちＤに掲げる高速道路の料金の額（単位：円）

Ｒ　：普通区間の１キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

Ｒ’1：関越特別区間の１キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

Ｒ’2：大都市近郊区間の１キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

ｔ　：1.05（消費税及び地方消費税の転嫁）

㈢　普通区間等の料金を合算する特例

次表に掲げる場合（二以上の場合に該当し得るときを含む。）におけるそれぞれの通行（最初に通行した日から連続する３日以内の通行に限る。）に係る本割引適用後の料金の額（下記Ａ又はＢに限る。）を合算した額が1,000円を超える場合は、これを1,000円とする。なお、本特例及び⑳に定める障害者割引の適用要件に該当する自動車の場合、本特例を適用するものとし、㈡ロ）の定めに該当する通行における本特例適用後の料金の額については、㈡イ）の定めを準用して算出するものとする。

Ａ　㈠イ）の定めにより算出した本割引適用後の料金の額（東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの間の本割引適用後の料金の額を除く。）。

Ｂ　㈡イ）又はロ）の定めにより算出した本割引適用後の料金の額から下記の計算式により算出した額を差し引いた額。

ａＬＲｄｔ＋Ｐ＋Ｐ’ｄ

※ただし、上記式において、ａＬＲｄｔ又はＰ’ｄの別に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

㈱　上記式においてａ、ｄ、Ｌ、Ｐ、Ｐ’、Ｒ及びｔは、それぞれ次の数値を表すものとする。

ａ　：大都市近郊区間のキロ程が100キロメートル以下の場合は１。大都市近郊区間のキロ程が100キロメートルを超える場合は、25を大都市近郊区間のキロ程（単位：キロメートル）で除し、0.75を加算した値。

ｄ　：本割引適用後の料金の額を㈡イ）の定めにより算出した場合は0.5。本割引適用後の料金の額を㈡ロ）の定めにより算出した場合は0.7。

Ｌ　：大都市近郊区間のキロ程（単位：キロメートル）

Ｐ　：東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間の本割引適用後の料金の額（1,000円）（キロ程適用日からに限る。）

Ｐ’：別表６のうちＤに掲げる各高速道路の料金の額（単位：円）

Ｒ　：大都市近郊区間の１キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

ｔ　：1.05（消費税及び地方消費税の転嫁）